水土里保全活動支援事業実施要綱

制定　平成 27 年４月１日 26 産労農振第 2112 号
最終改正　令和８年８月 17 日８産労農振第 1486 号

第１　目的

本事業は、地域の共同活動で支えられてきた農業用水路や農道等の維持・保全活動への支援を行うことにより、農業・農地の有する多面的機能を適切に維持・発揮させ、東京の農業振興と貴重な農地の保全を図ることを目的とする。

第２　事業の種類及び内容

１　本事業の種類は、地域活動支援、資源向上活動支援（以下「水土里保全活動支援」という。）推進活動支援及び水路浚渫支援とする。

２　本事業の内容は、別表に掲げるとおりとする。

３　本事業は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年４月１日付 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和４年４月１日付３農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知。以下「国推進要綱」という。）、その他法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第３　事業実施主体

１　水土里保全活動支援の事業実施主体は、広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）とする。

２　推進活動支援の事業実施主体は、都又は区市町村とする。

３　水路浚渫支援の事業実施主体は、区市町村又は土地改良区、その他知事が認める者（以下「事業者」という。）とする。

第４　事業対象

本事業の対象は、農業用水路・農道等の施設と一体となって効果的に保全あるいは資源向上が図れる区域に存する一団の農用地及び施設であり、次に掲げるものとする。

(1)　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第３条第１号に規定する農用地であって、同法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内に存するもの

(2)　多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、次の各号のいずれかに該当するもの

ア　生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農用地

イ　地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られる農用地

ウ　法律に基づき指定された保全が図られている農用地

エ　アの農用地と一体的な取組をすることが必要と認められる農用地

オ　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第７条により区域区分された市街化調整区域において、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られる農用地

(3)　水路浚渫支援においては、都内の農業用水路

第５　事業実施計画等の策定及び変更

１　区市町村長は、対象組織に補助金を交付しようとするときは、国要綱に定めるところにより、毎年度、事業実施計画書を策定し、知事に提出するものとする。

２　区市町村長は、事業実施計画書を変更したときは、当該計画を知事に提出するものとする。

３　推進活動支援では、知事は法及び国推進要綱に定める基本方針の策定、第三者機関の設置、運営を行うものとする。区市町村長は、法に基づく促進計画の策定及び対象組織が作成する事業計画(活動計画を含む。)の認定を行うものとする。

４　区市町村長は、事業計画を認定したときは、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知し、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

５　区市町村長は、３により認定した事業計画の変更について次に定める事項の変更が生じ、対象組織から申請があった場合は、その内容を審査し適当であると認められるときは、事業計画の変更を認定し、その旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

また、その他の事項の変更については、区市町村長へ届出を行うものとする。

（１）　保全管理する対象農用地面積の変更

（２）　保全管理する対象施設の変更

（３）　対象組織の変更

（４）　活動の追加、中止又は廃止（資源向上活動支援（共同活動）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合を除く。ただし、加算単価に変更がある場合は、区市町村長に申請するものとする。）

（５）　活動期間の延長

６　区市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

７　水路浚渫支援では、事業者は、上記１の事業実施計画書に代わり、別に定める実施計画書を策定し知事に提出するものとする。実施計画書を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ知事に申請、承認を受けるものとする。

第６　補助金交付決定前の着手

１　水路浚渫支援において、やむをえない事情により、別に定める要綱に基づく補助金の交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付決定前着手届を知事に届け出なければならない。

２　事業者は、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第７　推進体制

１　区市町村長は、対象組織に対し事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう助言、指導するものとする。

２　知事は、事業実施に当たって、事業計画書等の作成及び事業実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導その他所要の援助措置を講じるものとする。

第８　助成措置

都は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について区市町村又は事業者に助成するものとする。

第９　その他

この要綱に定めるもののほか、水土里保全活動支援事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めることとする。

附　則(平成 27 年４月１日 26 産労農振第 2112 号)

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則(平成 29 年９月７日 29 産労農振第 976 号)

１　この要綱は、平成 29 年９月７日から施行し、平成 29 年４月 1 日から適用する。

２　この要綱に基づき平成 28 年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金使途については、なお従前の例による。

附　則（令和元年８月 30 日付 31 産労農振第 943 号）

１　この要綱は、令和元年８月 30 日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

２　この要綱に基づき平成 30 年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途ついては、なお従前の例による。

附　則（令和２年７月９日２産労農振第 852 号）

１　この要綱は、令和２年７月９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

２　この要綱に基づき令和元年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途ついては、なお従前の例による。

附　則（令和３年８月 12 日３産労農振第 1152 号）

１　この要綱は、令和３年８月 12 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

２　この要綱に基づき令和２年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途ついては、なお従前の例による。

附　則（令和４年６月 30 日４産労農振第 746 号）

１　この要綱は、令和４年６月 30 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　この要綱に基づき令和３年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途ついては、なお従前の例による。

附　則（令和５年７月５日５産労農振第 844 号）

１　この要綱は、令和５年７月５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

２　この要綱に基づき令和４年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途ついては、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月 26 日６産労農振第 2818 号）

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和８年８月 17 日８産労農振第 1486 号）

この要綱は、令和８年８月 17 日から施行する。

別表（要綱第２関係）

事業名	事業内容	国要綱・国推進要綱による事業名	備考
1　地域活動支援	活動組織が行う地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う。また、甚大な自然災害が発生した場合、関東農政局長が承認する特例措置を適用した活動を行なうことができる。 （活動内容） 実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。 (1)地域資源の基礎的な保全活動 ① 点検 ③ 事務組織運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修 ④ 遊休農地発生防止のための保全管理 ⑤ 畦畔・法面・防風林の草刈り ⑥ 鳥獣害防護柵等の保守管理 ⑦ 水路の草刈り ⑧ 水路の泥上げ ⑨ 水路附帯施設の保守管理 ⑩ 配水操作（水路） ⑪ 安全施設の適正管理（水路） ⑫ 農道の草刈り ⑬ 農道側溝の泥上げ ⑭ 路面の維持 ⑮ ため池の草刈り ⑯ ため池の泥上げ ⑰ ため池附帯施設の保守管理 ⑱ 配水操作（ため池） ⑲ 安全施設の適正管理（ため池） ⑳ 異常気象時の対応 ㉑ 異常気象時の施設操作 ㉒ 除排雪、融雪剤の散布 (2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ① 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む。）による検討会の開催 ② 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 ③ 不在地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 ④ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む。）との意見交換会・ワークショッ プ・交流会の開催 ⑤ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 ⑥ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 ⑦ その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定) (3)特例措置を適用した活動 被災箇所の応急措置及び補修等	1　農地維持支払交付金に係る事業	
2　資源向上活動支援（共同、長寿命化）	活動組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う。また、甚大な自然災害が発生した場合、関東農政局長が承認する特例措置を適用した活動を行なうことができる。 （活動内容） 実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。 1 地域資源の質的向上を図る共同活動 (1)施設の軽微な補修 ① 農用地の機能診断 ② 水路の機能診断 ③ 農道の機能診断 ④ ため池の機能診断 ⑤ 年度計画の策定 ⑥ 機能診断・補修技術に関する研修 ⑦ 農用地の軽微な補修等 ⑧ 水路の軽微な補修等 ⑨ 安全施設の補修等(水路) ⑩ 農道の軽微な補修等 ⑪ ため池の軽微な補修等 ⑫ 安全施設の補修等(ため池) (2)農村環境保全活動 ① 生物多様性保全計画の策定 ② 水質保全計画、農地保全計画の策定 ③ 景観形成・生活環境保全計画の策定 ④ 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定 ⑤ 資源循環計画の策定 ⑥ 生物の生息状況の把握 ⑦ 外来種の駆除 ⑧ その他(生態系保全) ⑨ 水質モニタリングの実施・記録管理 ⑩ 畑からの土砂流出対策 ⑪ その他（水質保全) ⑫ 植栽等の景観形成活動 ⑬ 施設等の定期的な巡回点検・清掃 ⑭ その他(景観形成・生活環境保全) ⑮ 水田の貯留機能向上活動 ⑯ 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全 ⑰ 地下資源の活用・資源循環活動 ⑱ 啓発・普及活動 (3)多面的機能の増進を図る活動 ① 遊休農地の有効活用 ② 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 ③ 地域住民による直営施工 ④ 防災・減災力の強化 ⑤ 農村環境保全活動の幅広い展開 ⑥ やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 ⑦ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 ⑧ 広域活動組織における活動支援班による活動の実施 ⑨ 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 ⑩ 都道府県、市町村が特に認める活動 ⑪ 広報活動・農村関係人口の拡大 2 施設の長寿命化のための活動 ① 水路の補修 ② 水路の更新 ③ 水路法面の補修 ④ 水路法面の更新 ⑤ 農道の補修 ⑥ 農道の更新等 ⑦ ため池の補修 ⑧ ため池（附帯施設）の更新等 ⑨ 給水栓の補修 ⑩ 給水栓の更新等 ⑪ 取水施設の補修 ⑫ 取水施設の更新等 ⑬排水施設の補修 ⑭排水施設の更新等 ⑮鳥獣害防護柵の補修等 ⑯鳥獣害防護柵の更新等 3 特例措置を適用した活動 被災箇所の応急措置及び補修等	2　資源向上支払交付金に係る事業 （地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動）	工事１件当たり２百万円未満とする。
3　推進活動支援	(1)都道府県推進事業 ①法に基づく基本方針の策定 ②第三者機関の設置、運営 ③国要綱基本方針の策定 ④推進・指導 ⑤補助金交付・申請事務 ⑥その他推進事業に必要な事項 (2)市町村推進事業 ①法に基づく促進計画の策定 ②事業計画の認定 ③事業確認事務 ④推進・指導 ⑤補助金交付・申請事務 ⑥その他推進事業に必要な事項	3　多面的機能支払交付金に係る推進事業	
4　水路浚渫支援	水路の浚渫（請負施工に限る）		水路延長10ｍあたり20万円を限度とする。